不在者投票制度について

ごぞんじですか

総ての選挙は定められた投票日に定められた投票所で、投票することが原則でありますが、数多くの有権者の中には偶々投票の当日長期間の出張中、或は業務、病気等で滞在中のため、投票当日、定められた投票所で投票できない人又現在家に居るけれど、投票当日には、出張せねばならない人、旅行せねばならない人或は病気のため入院せねばならない人、又は妊娠中で歩行が非常に困難であったり、投票当日頃が分娩予定日であったり色々な理由で、投票当日投票所に行つて投票できない人ができますので、このような人達にも棄権することのないようにと、投票当日でなくとも、投票のできる不在者投票の制度が設けられて居ます。

一、本市の区域外（他市町村）で職務や業務に従事中である人

二、やむを得ない用件や事故のために本市の区域外に旅行中や滞在中の人

三、病気や「けが」をしたり妊娠中で著しく歩行が困難な人又は監獄や少年院に収容中の者

四、交通困難な島や、特に交通不便な土地に滞在中又は職務に従事中の者

このような人達が不在者投票のできる人です。然しこれには色々な規定があつて、夫々証明書等が必要ですから、できるだけ早く選挙管理委員会に御問合せ下さい。

尚不在者投票のできる期間は選挙の告示のあつた日から投票の前日までですから御注意願います。

公明選挙について

参議院議員の選挙が七月八日と決定されました。徹底した公明選挙で終始したいものです。

公明なる選挙とは

1　棄権しないこと

2　選挙法に違反しないこと

3　徳義を尊重して、道徳にも違反しないように注意すること

4　候補者を一人〳〵よく調査し研究して、人まねにならぬよう、自ら信ずる人を選挙すること

こういうのを言うのでしょう。だから公明選挙の内容については誰でもよく知つて居ることですけれど、その知つて居ることが往々にして行われないことがあるのは、いざという場合になると、それを忘れてしまうからでしょう。又承知つゝ不公明なことをしてしまうからでしょう。そうならぬようにと、公明選挙が叫ばれるのですから、選挙する人もされる人も凡ての人が「おれは公明選挙でいく」と固い決心をすることが第一だと思います。公明選挙でいけば落選してしまうということを、よく聞きますが、それでは選挙する方の人も悪いと思います。真に信ずる人を選挙する。それに徹底する何をしても選挙民は乗つてこない必ず自ら信ずる人を選挙する。ということになれば、候補者の方でも、つまらぬことは損だからやらない。こゝに始めて公明選挙を叫ぶ必要がなくなるのだと信じますどうか富士市には公明選挙を叫ぶ必要がないように、各自が気を付け、お互に励まし合い、注意し合つてゆきたいものです。

不公明な選挙の中で一番悪いのはないしよごとでしょう。ないしよごとの行われないようにお互有権者は覚悟すべきだと思います。公正明朗な選挙と称したのは、ここに重点を置いたからだと思われます。

こないだ開かれた国会は、外国にまでその恥をさらしましたが、あの様子を新聞で見たり、ラジオで聞いたりして、選挙というものが如何に重大な意義をもつものかをつく〴〵と考えさせられます。選挙する時は、候補者の属する政党を考えさえすればよいのではない。その人物を考えなければいけないということを事実を以て教えられたわけであります。

以上述べたようなことを各人が心に置いて選挙に臨むならば、その選挙は公明潔白であり、又後に至つて悔ゆることもありますまいそれが徹底した公明選挙であり、徹底した民主々義の実現であります。

◎　みんなで育てる明るい政治

◎　築く選挙だ棄権はやめて出直しだ

◎　この一票国を興すも亡すも

◎　この一票うるまいすてるまいけがすまい

◎　一人位と思う心それが良くないとんでもない

◎　この一票あなたまかせはやめましよう

◎　投票所へ皆んな揃つてドンと行け

（富士市公明選挙推進連盟）

昭和28年4月24日執行の参議院議員選挙結果調

有権者等に関する調

旧町村別	性別	選挙人名簿に登録された者	失格者の数	差引当日有権者数	左のうち 投票者数	左のうち 棄権者数	投票率	不在者投票をした者
富士町	男	6,043	5	6,038	4,152	1,886	0.688	51
	女	6,447	7	6,440	3,868	2,572	0.601	11
	計	12,490	12	12,478	8,020	4,458	0.643	62
田子浦村	男	2,448	0	2,448	1,700	748	0.694	20
	女	2,541	0	2,541	1,633	908	0.643	9
	計	4,989	0	4,989	3,333	1,656	0.668	29
岩松村	男	1,917	0	1,917	1,407	510	0.734	18
	女	2,061	0	2,061	1,422	639	0.690	8
	計	3,978	0	3,978	2,829	1,149	0.711	26
合計	男	10,408	5	10,403	7,259	3,144		89
	女	11,049	7	11,042	6,923	4,119		28
	計	21,457	12	21,445	14,182	7,263		117

富士市観光協会定時総会

昭和三十一年度富士市観光協会定時総会は去る六月二日午前九時より市役所会議室に於て、会長以下約七十名が参集、事務局提出の議案書につき活潑な意見を交換、発足以来の事業及び決算の認定第二年目の事業計画及び予算の議決を行つた。

昭和三十一年度事業計画

（抜すい）

1　市、並に商工会議所、県観光課県観光協会等と連絡を密にし観光客誘致並に観光施策の発展を図る

2　観光写真、写生画懸賞募集

3　特産品土産品の向上運動

4　観光客調査

5　観光資源の調査顕彰

6　富士市表示板設置

大昭和製紙の東と水戸島西端の二カ所東海道線北側

7　富士登山及五湖廻り入口表示塔の建設

橋下地区東海道線南側へ建設を促進

8　ハイキングコース指導標設置

9　観光案内所の特設と湯茶接待所の特設

10　駅前へネオンアーチ設置の促進

11　観光案内スライド写真作成

12　新聞ラジオ雑誌等による宣伝、物産展博覧会等への積極的資料提出

13　印刷物刊行

自転車の車籍登録はお済みですか

県下一齊に施行されました自転車（原動機付も含む）の車籍登録を本市は五月実施致しましたが、未だ登録されて居らない方は至急最寄の自転車販売業者に申出て、登録を済せて下さい。この登録によつて皆様の愛車を盗難から予防致しましよう。（富士警察署）

観光絵はがき、ポスター、パンフレット、ちらし等を印刷主要地観光機関に広汎に配布する

昭和三十一年度予算

歳入の部

会費	三〇一、〇〇〇円
補助金	四〇〇、〇〇〇円
寄附金	二、〇〇〇円
雑収入	一、〇〇〇円
繰越金	一三一、三四六円
計	八三五、三四六円

歳出の部

1 事務費	九四、〇〇〇円
2 事業費	五八五、〇〇〇円
施設費	二二万円
報償費	二万円
宣伝費	一〇万円
特産物開発費	二万円
観光資源調査費	一万円
計	八三五、三四六円

昨年度に於ては発展以来日浅きにも係らず、役員並に会員諸氏の絶大なる御協力によつて、初期の目的である観光宣伝にいさゝか効果を致したと信じ、深く感謝致します。

事務費に於て可成節約致しこゝに一三万余円の繰越金をみました事は、本年度事業に於て施設費に二二万円宣伝費に一〇万円、印刷費に一七五千円を計上し得て協会の事業もいよ〳〵本筋に入り得る事を確信し、会員諸氏の一層の御協力を御願い致し総会の報告と致します。

農繁期防犯運動月間

6月1日～6月30日

農家の皆さん毎日御苦労さんです。農繁期で御疲れの皆さんのお宅を泥棒は狙つています。空巣狙いを防ぐため野良へ出る時は隣組で力を協せ必ず留守番をおいて下さい。押売、物貰いも増えますので見付けたら直ぐ近くの駐在所か、警察にお知らせ下さい。（富士警察署）

富士市の人口

昭和31年6月1日現在

総人口		41,715人
	男	20,769人
	女	20,946人
世帯数		7,557世帯

（住民登録調）

◎公告◎

現市役所東側にある元校舎を払下げます希望者は左記御参照の上市役所総務課へ至急御申込下さい

六月十五日

富士市長　遠藤脩治

記

一、構造　木造二階建瓦葺（元教室）

二、坪数　延一六二坪

三、申込期限　六月二十五日限り

伊東けいりん

富士市主催

発走―12時

伊東駅前～競輪場

往復無料バス運転

6月30日（土）　7月1日（日）　2日（月）　6日（金）　7日（土）　8日（日）

住民登録

転入・転居の届は14日以内に戸籍課又は支所へ